

三重県議会 第3回定例会 一般質問
質問事項 動物愛護問題・命のおもさについて

小林議員：

質問をさせていただく前に、津市の西山先生(獣医師)が、この件に関して常日頃から非常に熱心に取り組んでおられ、各小中学校に出向いて大切さを訴えています。

9月27日に皇室から伊勢神宮に2頭の神馬を贈られました。

西山先生はその神馬の担当医を任されている事もあり、本当に動物愛護に対して日頃から熱心に取り組んでおられるので、私もこの質問を通して少しでも西山先生を始め、動物愛護に携わっておられる方々の力になればと思う気持ちを含めて質問をしていきたいと思えます。

今更ながら言うまでもなく、命の大切さ、おもさについて必ずしも人間が最優先というわけではなく、地球上に存在する全ての生命が平等であると考えます。

しかし実際問題として、これは例えですが命の重さの順序を①人②動物③植物という固定的な概念というか正に一般常識とも取られるような考え方を持っている人が大半を占めているのが現状であると思えます。

私も本心を言えば当然、先ほどの順序が普通だと思えます。

しかし、現状の動物虐待や植物(この場合は植物は環境対策として)の取り扱いを見れば、

現状はあまりにも人のエゴや感情といったものが、関与しすぎ、特に動物、今回は犬・猫を中心に考えますが、最終的な処遇は、あまりにもひどい。残酷であると思えます。

この事については後でいくつかお聞きしたいと思えます。

今、動物と言えれば真っ先に思い浮かぶのは、先の東日本大震災の影響で飼い主と孤立してしまった動物たち、或いは原発事故の放射能汚染により、そのまま汚染された場所に取り残されている動物たちです。

私もその映像をテレビや雑誌でいくつも見ましたが、本当に惨い光景でした。

県のおかれましては、放射能に汚染された動物たちは救済に対しては、どうしようもないと思えますが、被災地で放射能汚染されていない地域の孤立した動物は救う術がいくつもあると思えます。

全国の動物愛護関係、NPO等の団体がいろいろ手を尽くして頂いているという話も聞いていますが、

まだまだ人手や支援金が不足しているというのが現状です。

三重県としても被災者の方々の為に、いろいろとご尽力されていることは重々承知し且つ大変感謝もしていますが、例えその中のわずかな時間、人、支援金等、動物保護のために、充ててもらえる事は出来ないのでしょうか？まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

山口健康福祉部長：

東日本大震災の被災地における被災動物の保護活動については、三重県では被災県からの要請に基づき、現地で支援を必要とされる業務に対して、今まで保健師、管理栄養士、土木技術職員等、延べ500人を超える職員を派遣しました。

9月29日現在、13人の職員が派遣されており、依頼された業務に従事しています。これまで被災県から特に本県への動物の保護活動について、派遣要請や被災動物の受け入れ要請は頂いておりません。

県としては今後、被災県から動物の保護活動の要請があった場合には被災動物の保護活動や受け入れについて関係機関や三重県獣医師会等の関係団体と協議の上、その対応について検討していきたいと考えています。

小林議員：

先ほど、被災地からの要望が無いという話でしたが、要望がある・無いに関わらず逆に三重県として被災地で孤立している動物等の保護、たとえば支援金を出したり、こちらから(救済・支援)の考えは無いのでしょうか？三重県に要請がなくても獣医師会、動物愛護団体、NPO法人等にはいろいろ要請が来ていると思うのですが、三重県がそういった実情を自ら進んで把握するというお考えはないのでしょうか？お聞きします。

山口健康福祉部長：

今回の支援について三重県でも検討してきましたが、被災地における活動については被災県において、しっかりとした態勢、好意的な執行が重要ですので、各県の思いがそれぞれありますがその点も被災県で調整のもと、好意的・効果的に支援させてもらう必要があると考えています。被災県からの要請が無い中では、あえてこちらからは赴かなかったということですが。

小林議員：

なかなか良い返事が頂けないのかなと思っています。こちらから行く必要はないという答弁でしたが、三重県も動物愛護推進条例を考えておられるなかで、やはり命の大切さという事を更に認識を深めて頂きたく、できれば県自ら被災地へ訊ねて頂き、困っている事があれば支援の手を差し伸べるように、前向きな姿勢で取り組んで頂ければと思います。

また、獣医師会、愛護団体等との関係機関との連携も、先方からのアクションが無いから何もしないというのではなく、逆にこちらから何か出来る事はありますか？

と先方に働きかけるという前向きな姿勢を見せて頂く事を今後期待します。

次に、今回特にお聞きしたかった犬・猫の問題についてです。

昨今、犬や猫はいろいろなところで人と関係を持っています。

特にバブル期には血統書つきの犬や猫を自らのステータスのように、或いは昨今の高齢化に伴い、独居老人等が増え、その方々の心の支え・癒し等、まさに家族の一員として貢献しています。

また、犯罪に対しては警察犬や福祉に大きな役割を担う、盲導犬等もいます。

人と関係を持っている間は動物虐待に関する問題は、あまり発生しませんが、人と離れて関係が無くなってから、いろいろな問題が起こります。

野良犬、猫もその一例ですが本来、野良犬・猫は、あまり存在していませんでした。

人の趣味・嗜好で一旦は可愛がるが、いらなくなった・または別の理由で手放さなければならなくなった、このような事が現在の野良犬・猫の大半を占める要因となり、地域の中でいろいろな問題、特に衛生面や環境面、或いは人を襲うといったことも稀にあると聞きます。

今、どんどん増え続ける野良猫、犬に対してよりも、原因を作った人に対する対応についてお聞きします。

犬や猫を捨てる行為は、あまり知られてはいませんが厳密には犯罪行為であり、刑法で罰せられます。

県はこの事を県民に啓発等をしているのか、また何もされていない場合は、今後の対応をどうされるのか、

次いで捨てた人が悪いと言ってしまうかもしれませんが、

今、現実に起こっている野良猫・犬の問題も解決していかなければなりません。

この問題についてどのような対応を行っていくのか、お聞きします。

山口健康福祉部長：

犬・猫等の愛護動物を遺棄した者には動物愛護および管理に関する法律に基づき、50万円の罰金に処せられる事になっています。

県では動物の遺棄を防止するため、県警察本部・各警察署・保健所・各市町にポスターを

配布し、掲示するとともに飼い主が動物を終生飼養できるように飼い主へのパンフレット配布、県のホームページへの掲載等、また将来を担う子供を対象とした動物愛護教室等により、動物愛護の啓発を実施しています。

今後もこのような対応を継続して実施するとともに、遺棄の防止に関する啓発を県ホームページで新たに行うなどの取り組みを進めていきたいと考えています。

小林議員：

ポスター・ネット等で啓発活動を実施しているという事でしたが、私も県内を周っていて、そのようなポスター等を見かけないというのが現状であり、飼い主に個々に対応しているようですが、まだまだ徹底されていないところが、非常に多いと感じます。

動物愛護法の第3条に「動物の愛護と適正な飼育に関して前条の主旨(各地域の条例)にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校・地域・家庭等における教育活動・広報活動等を通じて普及・啓発に努めなければならない。」この法律を踏まえて、先ほどの取り組みの幅を広げて頂きたい。

例えば、県立公園に啓発看板を設置して頂いたり、県民だよりに記載して頂く、また迷子札を飼い主に提供して頂き、迷子札を取り付ける事を義務付けるというような取り組みを今後、実施して頂ければ、(愛護動物遺棄に対する)有効な手段になると思うので、よろしくをお願いします。野良猫に対し、これ以上繁殖しないように動物愛護関係の団体、或いは一個人が避妊・去勢手術を受けさせたり、里親探しを実施している現状のなか、たとえば避妊・去勢手術の助成金等、協力出来る事を考えておられるのか、また、考えるつもりがあるのか、お聞きします。

山口健康福祉部長：

犬・猫の避妊・去勢手術に対する助成金については、現在23市町において飼い犬・飼い猫を対象として助成が行われている状況です。三重県を含める都道府県においては、犬および猫の避妊・去勢手術の助成は一切行われていない状況です。三重県としては、飼い主のいる犬・猫の避妊・去勢手術は、基本的には飼い主が実施するべきものと考えています。飼い主のいない猫については糞尿による悪臭などの課題が指摘されていることから、その対策を今後、検討していきたいと思えます。

小林議員：

現在、23市町村の各自治体で飼い猫については助成を実施しているということですが、本来、野良猫は存在しないはずですが、飼っていた人が捨てた猫が野良猫になるわけです。

から、飼い犬・飼い猫・野良犬・野良猫に関わらず、できるだけ助成金を出して頂けることを期待します。

手術費用は1頭当たり約1万円～1万5千円かかるといわれています。

県内では松阪市、九州地方都心部、関東地方、特に神奈川県では助成金を出していて、全国的にも助成金制度を前向きに取り組んでいます。

是非、三重県でもよろしくをお願いします。

県では、三重県動物愛護管理推進計画に取り組んでいるようですが、具体的にどのような事を実施しているのか、また成果はどのようなものなのか、お聞きします。

山口健康福祉部長：

平成20年度に人と動物とが安全快適に共生できる社会を目指し、県が策定した三重県動物愛護管理推進計画に基づき、殺処分数を減少させるために、終生飼養の推進、譲渡事業の推進が必要という事から、県では将来の社会を担う子供たちに動物を思いやる気持ちを啓発するための、動物愛護教室の開催を平成22年度に43回、2211名の小学生が参加して頂きました。また、保健所に抑留された犬の写真をホームページに掲載する事で飼い主への返還の促進を図る取り組みで、平成22年度には365頭の犬が返還されています。

また、保健所に引き取られた犬の譲渡事業は平成22年度で42頭の譲渡を実施しました。

これらの事業実施により、収容動物の殺処分数は、平成22年の度殺処分数を10年前と比較すると半減しています。

ここ3年間でも約10%減少するなど、成果が出てきていると考えます。

小林議員：

殺処分数が減少しているという事なので、更に殺処分数0を目指して頂きたいと思います。

ちなみに三重県の現状は年間4339頭の犬・猫が殺処分されていると聞いています。

処分の方法も安楽死ならまだしも、焼却炉の業火の中に放り込む・炭酸ガスで処分をするという最も苦しみを伴う方法で処分していると聞きます。

極論、殺処分するにしても今後、苦しみを伴わない、例えば麻酔注射による安楽死等に切り替えていくつもりがあるのか、お聞きします。

山口健康福祉部長：

三重県では収容動物の殺処分数は減少しつつあるとはいえ、年間4000頭を超えています。

炭酸ガス以外の方法で安楽死処分するためには、設備、獣医師などの業者の配置等が必要となり、現状では他の方法による安楽死処分を行う事は、困難な状況です。県としては県民への啓発・譲渡事業の推進等により更に、殺処分数を減少させていくとともに、炭酸ガス以外の方法で安楽死処分している他県の例を参考にしながら、検討を進めていきたいと思っております。

小林議員：

現在の状況では予算の関係もあり、あまり前向きに取り組んで頂けないように思います。

先日、会派で熊本市の動物愛護センターへ視察に行きました。熊本市では殺処分数0を目指す取り組みを実施していました。

いろいろな取り組みの中、当時、殺処分数1800頭だったが、現在はほとんど0に近い数になっていると聞きました。

これからの取り組みの中で1番重要なのは、県民への啓発・広報活動、2番目には譲渡・返還の数を増やす、熊本市のように緊急雇用対策等でトリマーを雇用して常に動物をリフレッシュさせて譲渡数を増やすなどの取り組みを実施して頂けるよう、お願いします。

先日の議案聞き取り会で、健康福祉部説明会の中で小動物管理公社において犬の処分数の

目標1000頭というように平成23年度の数値が決められていましたが、この数値の目標は譲渡を増やして処分数を減らすという目的なのか、それとも処分数を増やすだけの数なのか、前年度、前々年度の数と比較して教えて頂きたいと思っております。

山口健康福祉部長：

財団法人三重県小動物施設管理公社の経営計画に基づく、犬の殺処分数の目標値は、

平成20年度は1500頭、

平成21年度は1300頭、

平成22年度は1000頭と減少する目標を掲げています。

それに対する実績としては、

平成20年度は1172頭、

平成21年度は1034頭、

平成22年度は948頭と殺処分数は、それぞれ各年度の掲げた目標を達成しています。

小林議員：

処分数が減少している事を聞き、引き続き推進条例に合った共存・共栄、管理から愛護管理へという主旨に合った取り組みを実施して頂きますよう要望します。最後に猫の譲渡事業ですが、三重県では猫の譲渡事業に取り組んでいないようなので、今後は取り組んで頂く事を要望します。

動物愛護についていろいろお聞きしましたが、生命というのは全て平等であり、最低限、生存という事を可能にしていかなければならないと思います。また、そういった気持ちを持つ事や感じることによって、動物だけではなく人に対しても、いじめや虐待をなくす、という考え方にもつながっていくと思いますので、今後、動物愛護の関係についても前向きに取り組んで頂きます事を期待して、質問を終わらせていただきます。

-以上-